

## 2021-4 税務・労務・法務情報

### ・ RA (Republic Act) 11534 CREATE

税制改革法第二弾CREATEに大統領が署名（3月26日）し、4月11日に発効しました。法案の一部について大統領拒否権を行使しています。今月から2-3回に分けて重要事項の解説を行います。新法のメインは経済特区企業に対する優遇制度の改変となります。（次月以降解説予定）

#### （一般法人に対する減税）

##### ① 内国法人に対する法人税率・・・2020年7月1日以降 25%

中小企業（課税所得金額が500百万ペソ以下、総資産が100百万ペソ以下）の場合は、20%

\*2020年7月1日以降の減税となっていますので、すでに2020年度確定申告済（旧税率適用）の場合の取り扱いは施行細則が公布され次第解説します。

##### ② 最低法人課税の減税・・・2020年7月1日～2023年6月30日の間は、1%

（原則は2%）

##### ③ 不当留保金課税制度の廃止（資本金額以上の内部留保に対して課税する制度）

##### ④ 外国法人に対する課税

・法人税率・・・25%

・株式譲渡益（株式市場外取引）・・・15%

### ・ RMC 2021-45 税務調査反論書等の提出期限延長（コロナ禍措置）

VAT還付請求も含め税務調査に関連する各種手続き期限が延長され、ECQ解除後の10日～30日以内を期限とするというものです。

### ・ RMC 2021-46 2020年12月期決算企業の確定申告について

ECQの再宣言により、4月15日の確定申告期限についての延長要請がたくさん当局に入ったようです。以下の通りの回答です。

#### 1. 4月15日の申告納付期限は延長しない。

2. 仮申告書の申告納付を4月15日までに行い、5月15日までに修正申告書の提出を認める。納税不足額が生じた場合もペナルティーは課さず、過納付となった税は翌期以降で繰越控除するか還付請求するかを選択権を有する。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)